

**鳥取県選挙管理委員会告示第26号**

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成18年法律第107号）第1条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の任期満了による選挙を平成19年4月8日に行うので、同法第2条の規定により告示する。

平成19年3月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次